

事務連絡  
平成29年4月3日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業所（児童福祉法）と生活介護事業所（障害者総合支援法）の多機能型事業所を実施する場合の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業所（児童福祉法）と生活介護事業所（障害者総合支援法）の多機能型事業所を実施する場合の取扱いが不明確であったことから、その取扱いを別添のとおりお示しいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児支援係（内線3102、3037）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
福祉サービス係（内線3091）

TEL：03-5253-1111

問 重症心身障害児者を対象とした児童発達支援と生活介護を多機能型事業所として行う場合、職員の兼務は可能か。

(答)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、重症心身障害児を対象とした事業所の職員については、専従要件を課していないため、職員の兼務が可能である。

なお、重症心身障害児以外を対象とした事業所については、専従要件を課しているため、職員の兼務はできない。